

基礎自治体を取り巻く現状と課題について

令和5年1月23日

総務省自治行政局市町村課

合併特例債について

1. 合併特例債の概要（旧合併特例法（昭和40年法律第6号）第11条の2）

対象団体

旧合併特例法に基づき平成11～17年度までに合併した市町村

対象事業

市町村建設計画に基づく事業

（合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設整備等）

発行可能期間

・合併が行われた年度及びこれに続く20年度（※）に限り財源とすることが可能
（※当初は10年度。H23,H24,H30年度に期間を延長。なお、東日本大震災の被災市町村は25年度。）

地方財政措置

充当率：95% 交付税算入率：70%

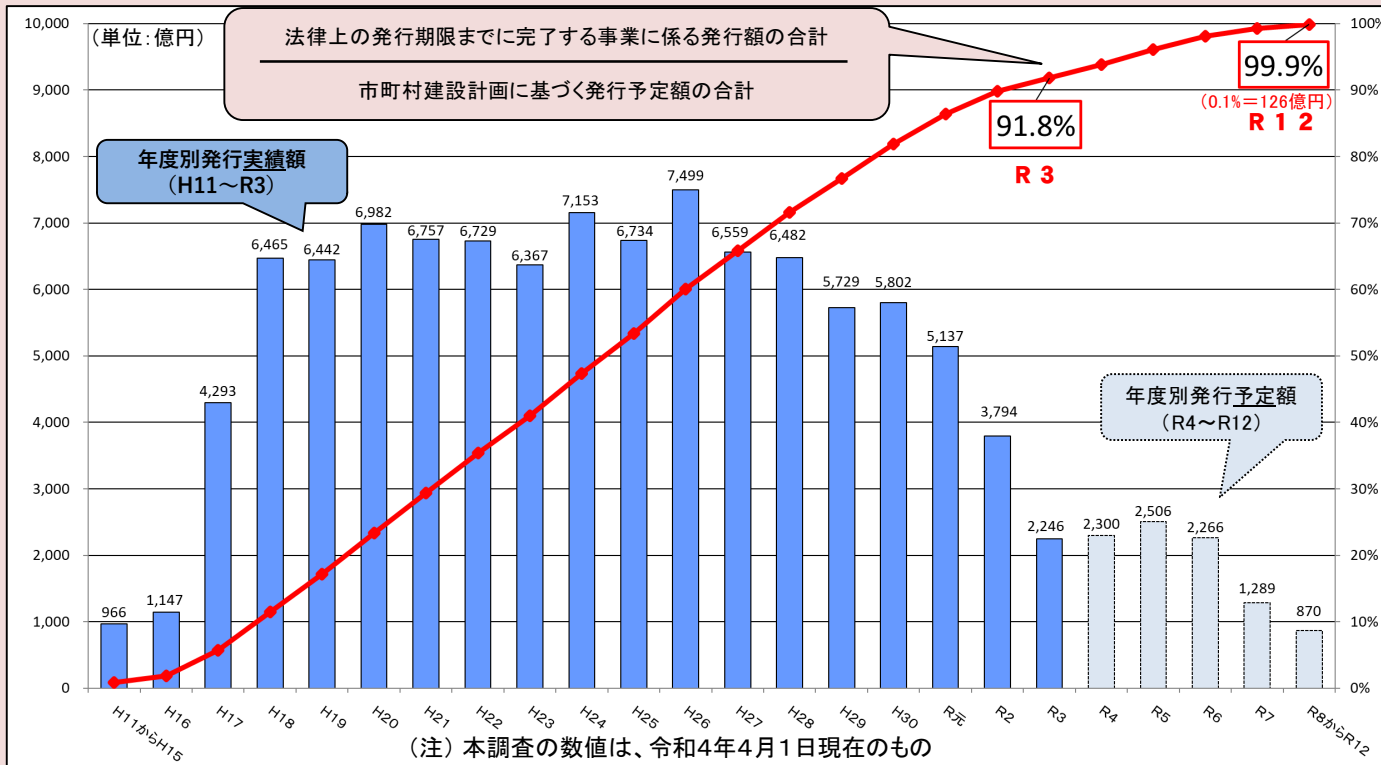
・最終発行年度別団体数・・・

| 被災地以外の市町村(480団体) | | | | 東日本大震災被災地市町村(75団体) | | | | | 合計 |
|------------------|----|-----|-----|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 3 | 22 | 186 | 269 | 2 | 1 | 2 | 18 | 52 | 555 |

2. 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（議員立法）に対する附帯決議（抄）

・合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることを踏まえ、**合併市町村が、今後、合併特例債の発行可能期間の更なる延長を行うことなく、今回の延長期間内に市町村建設計画に基づいて行う事業等を住民合意を尊重し、実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。**（平成30年4月10日衆議院総務委員会、平成30年4月17日参議院総務委員会（同旨））

3. 令和4年度合併特例債発行状況調査結果の概要（令和4年6月実施）



①令和3年度までの発行実績額
10兆3,283億円

+

②令和4年度以降の発行予定額
9,231億円
【9,105億円】※

↓

①+② 発行合計（実績+予定）額
11兆2,514億円
【11兆2,388億円】※

※【 】内の数値は、本調査において7市町から回答のあった「法律上の発行期限までに完了できない事業への充当見込額（126億円）」を除いた額。

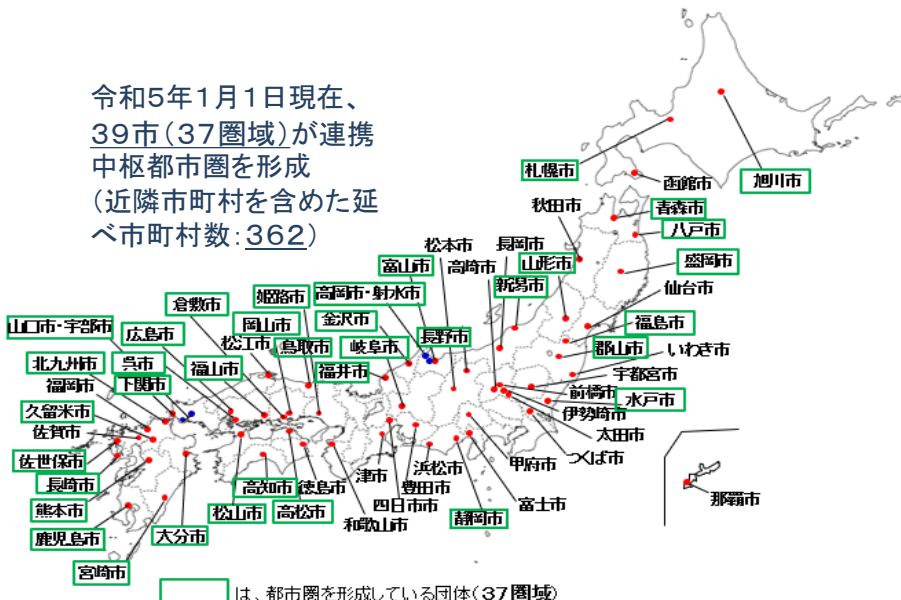
多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えるためには、地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。また、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用が効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等の取組の深化

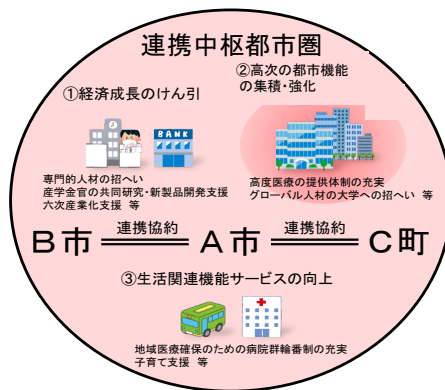
連携中枢都市圏(地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏)において、広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラの共同活用による生活機能の確保など、合意形成が容易ではない課題にも対応し、デジタルの活用等により取組を深化させることが必要

令和5年1月1日現在、**39市(37圏域)**が連携中枢都市圏を形成(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**362**)



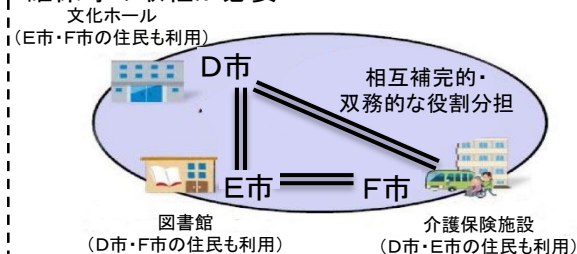
□ は、都市圏を形成している団体(37圏域)

● は、連携中枢都市圏の要件を満たす市(59市)※中核市に移行していない市も含む



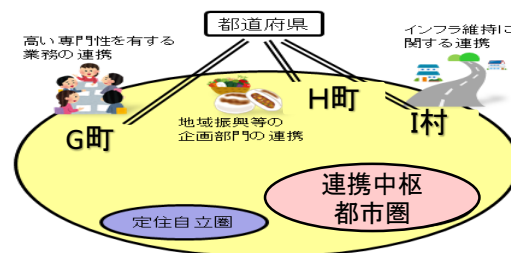
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



【趣旨】

人口減少・少子高齢社会においても、地方公共団体が行政サービスを持続可能な形で、効率的かつ効果的に提供できるよう、地方公共団体間の連携に係る先進事例の知見を国において収集し、取組の横展開を図ることにより、全国各地の多様な広域連携を、より柔軟かつ積極的に推進する。

【対象事業】

- 持続可能な行政体制の確保に向けて地域全体として積極的に挑戦する広域連携の取組（「地域の未来予測」等を踏まえたものに限る。）のうち、新規性や全国展開の可能性が高く、他団体のモデルとなるような取組。
- 特に、多様な広域連携の推進及び連携の深化といった観点から、以下の取組を中心に選定予定。
 - ① 複数の市町村での計画の共同策定
 - ② 連携中枢都市圏等におけるKPIの質を高めるための取組
 - ③ 非平時における連携体制の構築や強化に資する取組

（上限予定額）

1,000万円程度

（採択予定団体数）

3団体程度

（対象団体）

広域連携に取り組む都道府県及び市町村

第3章 地域ビジョンの実現

1. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進 (2) 施策間連携・地域間連携の方向

地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である。このため、「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を改正し、圏域におけるデジタル技術を活用した取組を促進する。

【重要業績評価指標】

1. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進
 - 連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取組を行っている圏域
30圏域(2027年度まで)
 - 定住自立圏においてデジタル技術を活用した取組を行っている圏域
70圏域(2027年度まで)

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

② 地域間連携

【具体的取組】

(b) 連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実

- ・ 「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月26日第32次地方制度調査会)を踏まえ、各連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を支援する。
- ・ 連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を図る観点から、「連携中枢都市圏構想推進要綱」を改正し、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を更に進める旨明記すること等により、デジタル田園都市国家構想交付金等の積極的な活用の促進を図り、デジタル技術を活用した取組を行っている圏域数を2027年度に30圏域とすることを目指す。
- ・ 地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。
- ・ 連携中枢都市圏において、特にデジタル田園都市国家構想の実現に資する好事例を始め、既存の圏域に係る取組事例集の作成・周知等により、2027年度に40圏域とすることを目指す。
- ・ 連携中枢都市圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組やデジタル人材を確保するための取組について推進する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省自治行政局市町村課)

(c) 定住自立圏構想の推進

(略)

施策の概要

- 住民の利便性を重視すると、生活圏等ある程度広がりを持った圏域でマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するための取組を行っていくことが重要。広域での取組はコストの削減、多様な取組の実現にも繋がるものと考えられる。
 - 連携中枢都市圏や定住自立圏では、施設の相互利用や公共交通の利便性向上に向けた取組等が進められているところだが、その際、マイナンバーカードという共通のインフラを活用することで本人確認等も含めて1枚のカードで全てを完結させることができるなど、住民の利便性の向上により資する取組とすることができる。
- ⇒既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施するモデル的な取組みを促進。

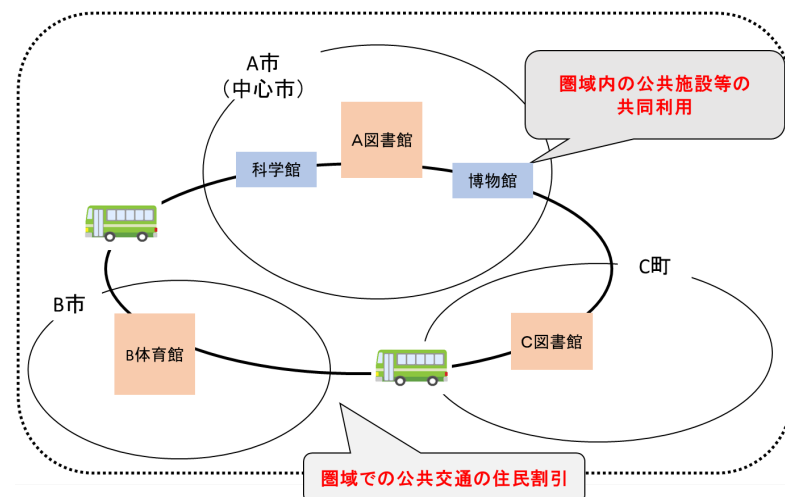
支援内容

※詳細は今後決まり次第お知らせする。

- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの空き領域を広域で利用し、利活用シーンの拡大を図るための取組を支援。
- 対象圏域: 連携中枢都市圏及び定住自立圏
- 採択予定団体数: 10圏域程度
- 上限予定額: 1圏域につき、4,000万円程度

想定される利用シーン

- 図書館の広域利用、高齢者等の公共交通機関割引、市営施設の共通利用パス 等



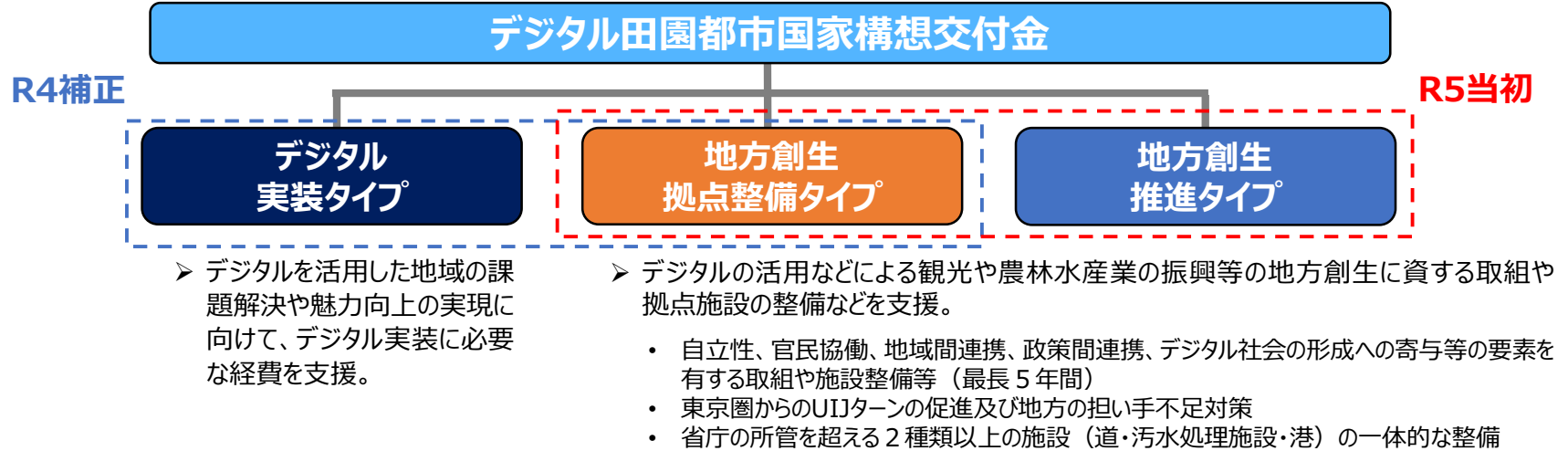
【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ 地域間連携における審査での勘案

内閣官房デジタル田園都市国家構想
実現会議事務局作成資料を加工して作成



R5当初予算案: 1,000億円、R4補正: 800億円 (R4当初: 1,000億円／R3補正: 660億円)



デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定における議論を踏まえ、**地域間連携を推進するため、一定の地域間連携事業について、加点や団体毎の申請上限数の枠外、交付上限の引き上げとする措置を講じる。**

- 【要件】
- ① 広域連携（共同）事業において、申請団体のうち2以上の団体が**定住自立圏を形成する団体**であり、事業が「**定住自立圏共生ビジョン**」に基づく取組であること。
 - ② 広域連携（共同）事業において、申請団体のうち2以上の団体が**連携中枢都市圏を形成する団体**であり、事業が「**連携中枢都市圏ビジョン**」に基づく取組であること。
 - ③ 地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業であること。

審査

「地域間連携」の評価において、**高い評価とする。**

**申請上限件数
【上記の①、②のみ】**

圏域を形成する市区町村は、申請**上限件数を超える申請を可能とする。**

（注）地方創生推進タイプのみ

**交付上限額
【上記の①、②のみ】**

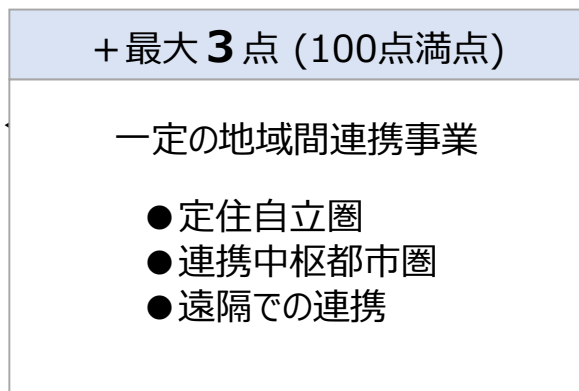
圏域を形成する市区町村は、当該事業に限り、**交付上限額を中枢中核都市と同様の扱いとする。**

デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定における議論を踏まえ、地域間連携を推進するため、一定の地域間連携事業について、加点や団体毎の申請上限数の枠外とする措置を講じます

- 定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組
- 隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組

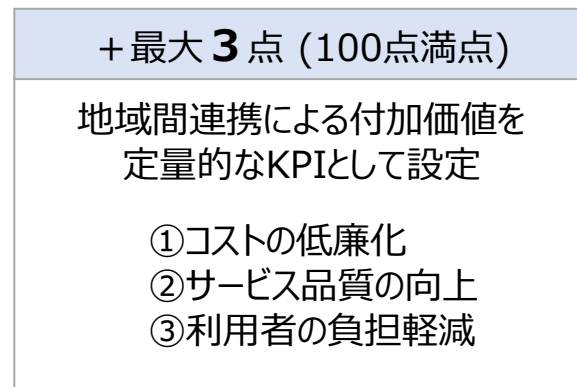
また、複数の団体による地域間連携事業による付加価値をKPIとして定量的に示すことができる場合にも加点します（上記の「一定の地域間連携事業」に該当する場合には重ねて加点）

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ



※「一定の地域間連携事業」に該当する場合は
団体毎の申請上限数の枠外

+



※地域間連携による付加価値を示す必要があり、
団体毎に設定しているKPIを単純に合算しただけ
のものは加点对象外

地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保(①)・育成(②)に関する地方財政措置の創設

【対象経費】 連携中枢都市等が周辺市町村の支援を行う場合を含む。

① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費等
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。

② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る経費(研修に要する経費、民間講座の受講料等)

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充(措置率0.5→0.7)

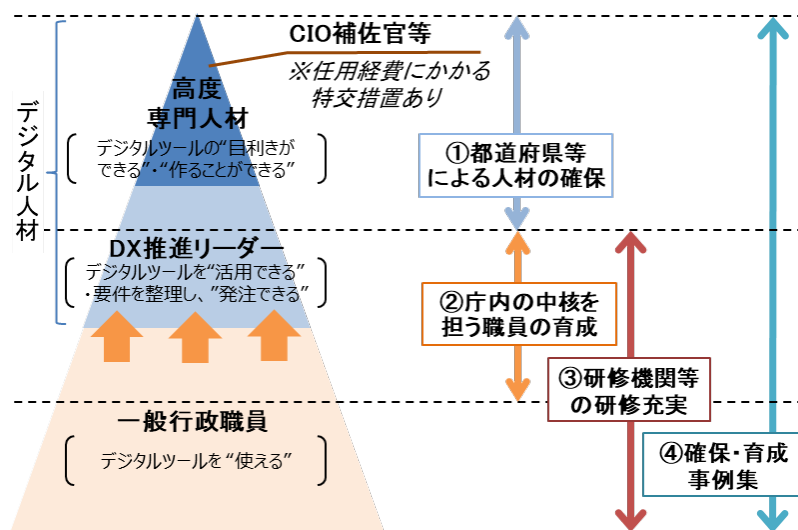
③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するとともに、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)・自治体大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修を充実。

④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「人材確保・育成 参考事例集」等を新たに作成することで、先進9団体における人材確保・育成に係る参考事例を横展開。(令和4年度内)

<デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



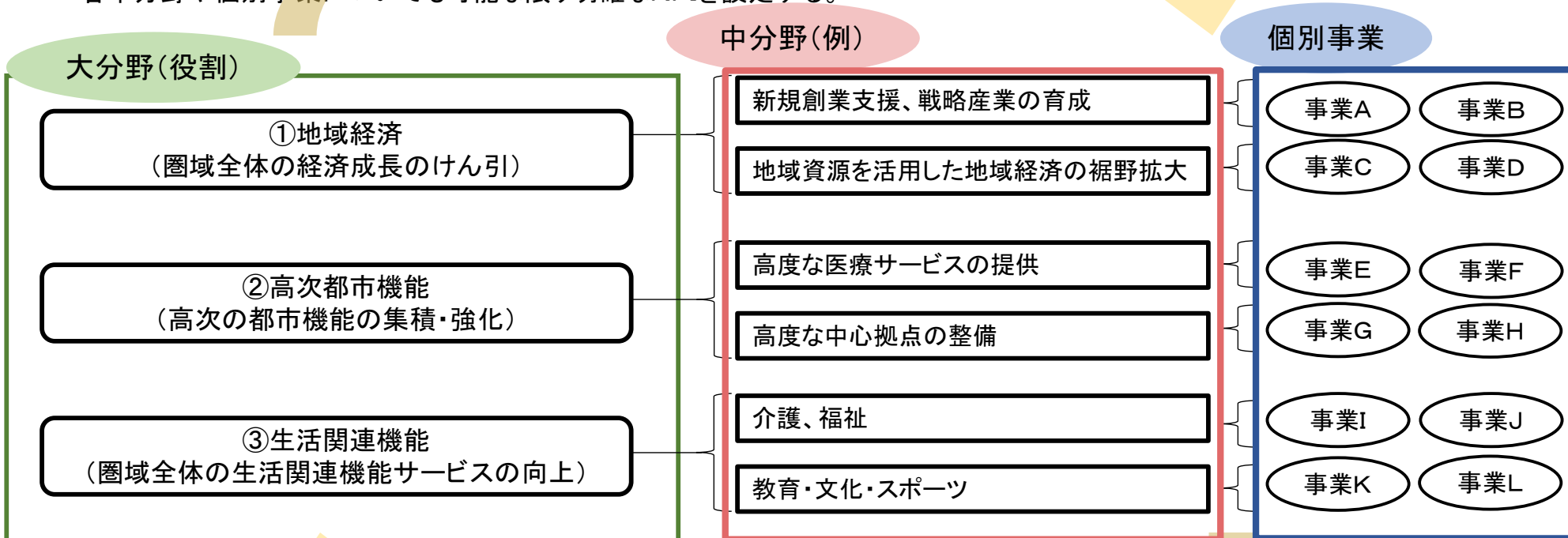
連携中枢都市圏におけるKPIの設定等の基本的な考え方

令和4年3月31日付自治行政局市町村課長通知
「連携中枢都市圏における成果指標(KPI)の設定
等に関する基本的な考え方等について」

KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）とは

- 目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標
- PDCAサイクルを確立するためには、取組の状況や効果を定量的に評価することができる適切なKPIを設定・管理することが重要。

- ✓ 連携中枢都市圏における取組を通じてどのような地域を目指すか最終的なゴールを検討し、3つの大分野(①地域経済、②高次都市機能、③生活関連機能)について明確なKPIを設定する。
- ✓ 最終的なゴールを実現するためには、どのような中分野を設定し、各中分野についてどのような事業を行う必要があるか検討する。
- ✓ 各中分野や個別事業についても可能な限り明確なKPIを設定する。



- ✓ 個別事業について設定したKPIの達成状況を定期的に把握し、事業の進捗や効果を検証する。
- ✓ 大分野や中分野に係るKPIの達成状況も把握し、個別事業が大分野や中分野において設定しているKPIの進捗に寄与しているか検証する。
- ✓ 個別事業におけるKPIの進捗状況が芳しくない場合や、大分野や中分野において設定しているKPIの進捗状況が芳しくない場合は、その要因を分析し、必要に応じて事業の内容について見直しを行う。

1. KPIの設定・検証の体制について

- KPIの設定・検証については、連携中枢都市のみで行うのではなく、連携市町村や連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員等も巻き込みながら行うこと。
- 定期的にKPIの達成状況を把握し、事業の見直しやビジョン全体の見直しにつなげること。 等

2. KPIの設定に当たっての留意点

- 行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することが望ましい。
- 連携の効果を測ることが重要であることから、連携しなかった場合と比べてどのような効果があったのか、連携中枢都市のみならず連携市町村の住民にどのような便益がもたらされたのかといった観点からKPIを設定することが望ましい。
- 進捗管理や定期的な検証に適した客観的・定量的な指標をKPIとして設定すること。
- 過去の実績や現在の事業環境等を踏まえ、適切な目標水準を設定すること。 等

具体的な事例を交えながら補足

（例）施設の相互利用に係る事業の場合

- ・ ポイントは施設の相互利用により利用者数や利用者層にどのような変化があったのかということ。
例えば、施設の相互利用開始前と比較して施設の年間利用者数がどの程度増えたのか、施設所在市町村以外の連携市町村の住民が当該施設をどの程度利用しているのかといった視点からKPIを設定することが望ましい。

今後の各圏域におけるKPIの見直しや連携の効果の検証、取組のさらなる深化につなげていただく

「地域の未来予測」及び「目指す未来像」の議論について

令和4年3月30日付自治行政局長通知
「地域の未来予測に基づく広域連携推進
要綱の策定について」

「地域の未来予測」とは ★従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかった地域の課題に気付きを与えるもの

それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計のデータを、客観的かつ長期的な視点で整理したもので、以下の要件を満たしたもの

- ① それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的な（概ね15年から30年先までの）変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したものであること。
- ② 分野横断的な指標として、各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったものであること。
- ③ ②を踏まえて複数の分野についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであること。

ポイント

「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえて住民等に積極的な参加を促しながら「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要。

↳ 「地域の未来予測」については直感的に分かりやすくするための工夫が必要（例えば、グラフやGISの活用等）

「目指す未来像」の議論とは ★地域に関わる様々な主体で「目指す未来像」を共有

「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しを踏まえつつ、客観的な推計が困難な分野や指標についての見通しや目標も併せて、どのような未来を実現したいのかについて、住民等とともに議論すること。

ポイント

「目指す未来像」の議論は必ずしも「地域の未来予測」によって明らかになった変化・課題の見通しのみを対象として行われるものではなく、より幅広く、自由に行われるべきもの。

↳ 長期にわたる客観的な推計が困難な行政分野（例：産業、観光、環境等）も含めて幅広く議論
AI・IoT等の新技術の活用等も視野に入れて、地域の強みを活かしながらどのような未来像を描けるか自由に議論

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための特別交付税措置

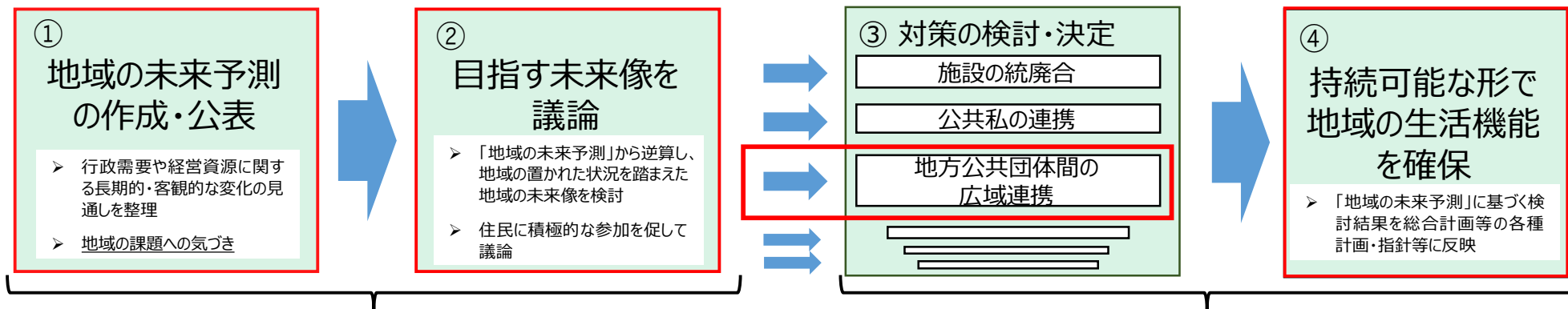
※令和4年度～

連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測*」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

*「地域の未来予測」：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。

詳細については、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(令和3年3月)参照。

＜「地域の未来予測」に基づく広域連携のフローイメージ＞



I 「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)500万円)

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
 - ・ 地域課題の調査・分析経費
 - ・ 調査結果に基づく報告書の作成経費 等
- 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費
 - ・ 「地域の未来予測」を活用したWSの開催経費
 - ・ 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費 等

II 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)1,000万円) ※「地域の未来予測」の公表から3年以内実施するソフト事業に限る。

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費
 - ・ 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
 - ・ 連携事業の検討会等の開催経費 等
- 広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費
 - ・ システム改修費
 - ・ 連携事業に関する住民説明に要する経費 等

※連携中枢都市圏や定住自立圏内の市町村が圏域外の市町村と共同で、「地域の未来予測」の作成やそれに基づく広域連携の取組等を行う場合には、本特別交付税措置の対象となる。

複数の市町村による計画の共同策定について

令和4年4月5日付事務連絡
「複数の市町村による共同策定が
可能な法定計画について」

- 市町村が策定主体※¹とされている法定計画※²※³の中には以下のものが含まれる。
 - ・ 市町村の行政区域にとらわれず一定の圏域で策定することが効果的と考えられるもの
(逆に単独の市町村による策定では計画を策定する目的が果たされないと考えられるもの)
 - ・ 単独の市町村による策定は困難な場合があると考えられるもの
- 広域連携の取組の円滑な実施のためには、計画段階からの連携が有効。
- また、複数の市町村で共同して策定することで、計画策定や当該計画の進捗管理に係る財政的負担や事務的負担の軽減に繋がることも期待される。

※1：構成員に市町村を含む協議会等が策定主体である場合を含む。

※2：方針、指針、構想等計画に準じたものを含む。

※3：一定の場合に共同策定が可能となる計画（例：複数市町村で一部事務組合を設立した場合に、当該一部事務組合として策定が可能となる計画）や、1つの計画策定に複数の市町村が関わり得る計画（例：商工会等が関係市町村と共同して策定する計画であって、関係市町村が複数市町村になり得る計画）等を含む。また、複数の市町村による共同策定以外想定されない計画も含む。



各市町村において、策定しようとする計画の目的や内容、それぞれの地域における実情等を踏まえて複数の市町村による計画の共同策定を視野に入れて検討を行う際に活用いただくため、以下の情報を改めて整理。

- ✓ 共同策定が可能であることが法令上明確にされている計画(60計画)のリスト【資料1】
- ✓ 運用上、共同策定が可能な計画(163計画)のリスト【資料2】
- ✓ 計画の目的や内容に鑑みて複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例【資料3】

＜参考＞経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)－抄－

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)【一部抜粋】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

自治会・町内会等（地縁による団体）について

1. 地縁による団体について

- 地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう。自治会、町内会、町会、部落会、区会、区などで、団体数は296,800団体
- 自治会等に対する市町村の予算措置に対し普通交付税措置を実施（R4年度から拡充）
※人口10万人の標準団体:4,338万円 → 4,491万円(+153万円)
- 地縁による団体が、地域的な共同活動を円滑に行うため、権利能力を取得（法人格を取得）する制度として、地方自治法の規定に基づく認可地縁団体制度がある（団体数：51,030団体）。

2. 「地域コミュニティに関する研究会」の開催及び報告書の公表

- 自治会等の加入率の低下、担い手不足等により自治会等の活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。
- 令和3年7月から令和4年3月まで「地域コミュニティに関する研究会」を開催。「地域活動のデジタル化」、「自治会等の活動の持続可能性の向上」、「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の三点を柱とする報告書を令和4年4月に公表。
- 各自治体における関連施策の実施及び地域コミュニティの実践につなげ、自治会等の活動の強化に向けた取組が各自治体において進められるよう、「地域コミュニティに関する研究会」報告書を公表し、全国の自治体や自治会等に幅広く周知するため、都道府県・市区町村への説明会の開催や希望する17府県と意見交換会を実施。同報告書に記載されている自治会等の活動におけるデジタル化等を推進しているところ。

3. 認可地縁団体制度の見直し

- 第12次分権一括法による地方自治法の改正（R4.5.20公布）により、以下の見直しを実施。
 - ・認可地縁団体の合併に関する規定の新設（R5.4.1施行）
 - ・書面又は電磁的方法による決議の規定の新設（R4.8.20施行）
 - ・認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直し（R4.8.20施行）

令和5年度 自治会等のデジタル化等に向けた取組について

令和5年度実証事業調査 概要 (R5予算額(案):12百万円)

- 自治会等の活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の自治会等への積極的な参加を促す観点から、市町村を通じて、電子回覧板等の「地域活動のデジタル化」の実証事業を実施予定。
- 本事業が「地域活動のデジタル化」の契機となり、その後のそれぞれの自治体及び自治会のデジタル化に寄与させるとともに、本事業の成果を全国の自治体及び自治会に共有し、「地域活動のデジタル化」を推進。
 - ・政府全体でデジタルガバメントを進めているが、同時に高齢者等も含めた社会全体のデジタル化を進めていくことも重要な課題。
 - ・本年4月に公表された地域コミュニティに関する研究会報告書においても、「地域活動のデジタル化」の取組を掲げており、一部の自治会等で電子回覧板やオンライン会議などが導入され、デジタル化が進んでいる地域がある。また、市町村においても、このような取組の後押しをしている事例もある。
 - ・こうしたことから、自治会等の活動のデジタル化が進んでいない地域に対し、市町村を通じて、自治会等のデジタル化をより一層促すことが重要。

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置 (R4年度から拡充)

- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和4年度に「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充しており、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 住民活動支援事業(※)に対する地方交付税措置 (基準財政需要額) 標準団体 (人口10万人) で4,491万円
※R3年度:4,338万円 (+153万円)

(※) 住民活動支援事業

自治会・町内会活動 (話し合いの場づくり等) 支援事業、自治会・町内会加入促進に係る経費、自治会・町内会活動内容の周知に係る経費、地域活性化イベント (お祭り、地域PR等) 助成事業、自主防犯活動 (地域の夜回り等) 支援事業、自治会・町内会所有施設等への補助 (防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備等)

出典:「令和4年度地方交付税制度解説 (単位費用編)」16